

# 福祉サービスの質の向上推進委員会

## 運営要領

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

### (趣 旨)

第1条 福祉サービスの質の向上推進委員会（以下「委員会」という。）は、本会「委員会規程」第2条第1項に定める事業運営委員会とする。

### (目 的)

第2条 委員会は、第5条に規定する業務を行うことにより、福祉サービス第三者評価事業の推進、および都道府県における福祉サービス第三者評価事業の推進組織に対する支援、福祉サービスの苦情解決の取り組みの推進等、全国の福祉施設・事業所が取り組む福祉サービスの質の向上をはかることを目的とする。

### (委員構成)

第3条 委員会の委員は、第5条に規定する業務の公正・中立性及び専門性の確保に留意し、幅広い観点から検討を行うため、第5条に規定する福祉サービス第三者評価事業、運営適正化委員会事業等に該当する福祉サービスを経営する者の全国組織、福祉サービス第三者評価機関、マスコミ、学識経験者等のうちから、会長が委嘱する。

2. 委員の任期は2年を限度とし、再任は妨げない。
3. 委員会には委員長をおき、委員長は委員会を構成するものから会長が指名する。
4. 委員会には、副委員長をおき、副委員長は会長が指名する。副委員長は委員長を補佐する。
5. 委員会は常任委員会と部会を設置する。

### (総会)

第4条 総会は、委員長が附議した事項について協議、決定する。

2. 総会は委員長が招集し、議長となる。

### (常任委員会)

第5条 常任委員会には委員長1名、副委員長1名をおき、委員の構成は以下の通りとし、会長が委嘱する。

- (1) 学識経験者

- (2) 第6条に定められた部会の長並び副部長
2. 委員会の委員長、副委員長が、常任委員会の委員長、副委員長を兼ねる。
  3. 委員長は、常任委員会を総理する。
  4. 常任委員会は次の業務を行う。
    - (1) 施設・事業所が取り組む福祉サービスの質の向上推進に関すること
    - (2) 福祉サービス第三者評価基準等に関すること
      - 一 都道府県推進組織に関するガイドラインの策定・更新に関すること
      - 二 福祉サービス第三者評価機関認証ガイドラインの策定・更新に関すること
      - 三 福祉サービス第三者評価基準ガイドライン等の策定・更新に関すること
      - 四 福祉サービス第三者評価結果の公表ガイドラインの策定・更新に関すること
      - 五 評価調査者養成研修等モデルカリキュラムの策定・更新その他評価調査者養成研修に関すること
      - 六 社会的養護関係施設評価機関の認証等に関すること
      - 七 評価結果の公表に関すること
      - 八 受審・公表マークの発行に関すること
      - 九 その他福祉サービス第三者評価事業の推進に関すること。
    - (3) 運営適正化委員会等に関すること
      - 一 都道府県社協運営適正化委員会の運営支援に関すること
      - 二 施設・事業所段階での苦情解決事業の支援に関すること
    - (4) その他委員長が附議したこと
  5. 常任委員会は、委員長が招集し、必要に応じて随時開催する。

(部会)

- 第6条 常任委員会には、第5条の業務を専門的に調査研究するため、部会等をおく。
2. 部会は、委員長が必要と認める数を設置する。
  3. 部会委員は、委員長が委員のなかから選任する。また、委員長は必要に応じて専門委員を委嘱することができる。
  4. 部会に部会長、副部長をおき、委員会を構成するものの中から会長が指名する。また、部会は部会長が招集する。
  5. 委員長、部会長は必要に応じて、部会の下に小委員会を設置することができる。
  6. 小委員会の構成は部会委員のほか、学識経験者を若干名選任し構成するものとする。

(事務局)

第7条

委員会の事務局は、政策企画部におく。

(細 則)

第8条

この要領に定めるもののほか、この委員会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

付 則

1. この要領は平成16年4月1日より実施する。

(平成25年4月3日 一部改正)